

第30回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

議 題 「裁判員制度について」

1 開催日時

平成27年7月16日（木）午前10時から午後零時まで

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 委員

石井康司，石原誠二，小野高秀，境出雅仁，佐藤泰正，島信夫，中川博文，永井哲男，樋口裕晃，檜森重樹，穂積貴美子，山下吉己（50音順・敬称略）

(2) 裁判所（説明者）

三輪篤志（刑事部総括判事），富所良（刑事首席書記官），梅木秀剛（地方裁判所事務局長）

(3) 庶務

石田正人（地方裁判所事務局総務課長），新川高広（地方裁判所事務局総務課課長補佐），水島康雅（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

(2) 裁判所からの説明など

ア 裁判員裁判の運用状況について

裁判所から裁判員裁判の概要，釧路地方裁判所における裁判員裁判の運用状況及び裁判員候補者名簿に登載する人数の推移について説明を行い，質疑応答を行った（質疑応答の要旨は，別紙「発言要旨」のとおり）。

イ 施設見学

候補者待機室（待合室），質問手続室，裁判員裁判法廷及び評議室の見学を行い，感想，意見を伺った（感想，意見の要旨は，別紙「発言要旨」のとおり）。

ウ 裁判員等選任手続における運用の実情について

裁判所から裁判員等選任手続における運用の実情，裁判員候補者が持つ不安（難聴等による身体的不安，精神的不安，その他生活上の負担不安（仕事，育児，介護）など）を和らげる（解消する）ための工夫について説明を行い，意見交換を行った（意見交換の要旨は，別紙「発言要旨」のとおり）。

(3) 次回開催日時及び議題

平成28年2月24日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

議題 裁判所における防災に関する取組について

（家庭裁判所委員会と合同開催）

(別 紙)

発言要旨

【裁判員裁判の運用状況についての質疑応答】

委員： 釧路地裁作成の統計資料によると、平成21年の裁判員制度開始から平成27年6月30日までの期間、釧路地裁北見支部管轄の人で裁判員候補者（以下「候補者」という。）に選定された人数は釧路地裁管轄全体の20.9パーセントとなっているが、実際に裁判員に選任された人数は、全体の約12パーセントとなっており、このような差にはどのような事情があるのか。

説明者： 確かな分析を行ったわけではなく、裁判員制度が始まった頃やその後に行われたアンケート、事前の質問票などからの推測になるが、帯広から釧路に来る際は公共交通機関がある程度整備されているため利便性に問題はないが、釧路より北の地方では、網走は直通のJRがあるが、北見とその周辺の町村は、公共交通機関の利便性があまり良くないこと、また、帯広と北見、網走を比べると、北見、網走周辺は人口比から見て第1次産業に従事している方が多く、帯広からは日帰りできるが、北見、網走からは前日の宿泊が必要となり、仕事上の影響が出てくる方もいる。このような事情で辞退が認められている方が多いことが影響しているのではないかという印象を持っている。

委員長： 補足して説明すると、事前に質問票を候補者に送付して、その質問票に支障となる事情を書いていただくことになっているが、遠方の方が交通事情等を質問票に回答してくることが多い。裁判所も、質問票を見て諸般の事情を考慮し、裁判所までお越しただかなくても良いと連絡することもある。このような事情から交通の便が良いところの方が多く選任される傾向にあるのではないかと考えられる。

委員： 候補者名簿に登載されたときに調査票を送付し、回答を受けるのであるから、そこで裁判所へ来ることができないという事情が分かると思う。

そのような方にも、候補者になったときに再び事情を聞くのか。

説明者： 調査票で伺うのは、1つは定型的な辞退事由といわれるもので、例えば、重いけがをしているとか、一定の年齢を超えている方などで、1年間を通じて辞退するという方については、実際に事件が係属したときに改めて質問票を送ることはない。一方で、普段から仕事が忙しいという方については、例えば、この時期の2か月間仕事が忙しいという事情を書いていただければ、その期間においては書面を送らないこととしているが、それ以外の方々については、実際に事件が係属したときに改めて質問票を送付して、その時点での事情を伺うという取扱いにしている。

委員： 裁判員になると守秘義務があるが、裁判所から書類が来た時点で上司に相談しても問題はないのか。また、裁判員選任の抽選はどのように行われているのか。

説明者： 守秘義務については、候補者になったことを公にしてはならないと規定されている。例えば、インターネットで大々的に広めることは、公にするということになるので、禁止される。上司に相談するというのは公にしているわけではなく、必要なことであるので、率直にお話していただいて仕事の調整などをしていただければと思う。また、家族などの身近な方にお話しするのも差し支えない。

抽選については、パソコンで機械的に行っている。

委員： 介護を必要とする裁判員や候補者の方が、裁判所に来る際に利用した介護サービスの利用料については、裁判所から個別に支払われず、日当で負担することになるようだが、それについてはどう考えているか。

説明者： 金銭的な面では御負担をお掛けする面があると思うが、御理解いただき、裁判所としてはできる限り参加していただきたいと考えている。

【施設見学の感想，意見】

委員： 待合室についてだが、裁判員の方がスマートフォンを持ってくる方が多いと思うが、自由に使うことはできるのか。待合室などにWi-Fi

の環境があれば良いのではないかと思います。

説明者： 選任手続前にオリエンテーションを行うが、それまでは自由に使っていただいている。手続が始まるとマナーモードにさせていただいたり、電源を切っていただくなどのお願いをしている。

委員： 最初、候補者全員に話を聞き、その後、個別質問になると思うが、個別質問は全員に行うのか。

説明者： まず待合室で全員に質問票を書いていただき、その回答で、差支えの事情がある方や個別に話を聞いて欲しいと希望する方などについて行っている。1件あたり4人から5人くらいの方に個別質問を行っている。

委員： 個別質問が多い場合は時間がかかるので、くつろげるような雰囲気があっても良いと思った。

【裁判員等選任手続における運用の実情についての意見交換】

委員長： 候補者の方へ送付している書類一式を事前に御確認いただいていると思うが、分かりやすさという観点で書面の内容や分量などはいかがか。

特に候補者の方へ送付している書類の中に、「質問票」が入っていたと思うが、様式はいかがか。辞退希望の候補者の方が、この「質問票」に辞退したい事情を思いどおりに書くことができるか、という視点で御意見や御感想はあるか。様式を改善した方が良い部分はあるか。

委員： 候補者に選ばれたという通知が前年の11月に送られるとのことだが、裁判員裁判の事件の内容はどのようなものであるのかは、いつ連絡が届くのか。

説明者： 実際に事件が起きて裁判員裁判がこの日に行われると決まった場合、その7週間前には、何月何日に裁判所へお越しく下さいという、選任手続期日などをお知らせする書類一式が届く。

委員： それが11月なのか。

説明者： 選任手続期日などをお知らせする書類は、例えば、5月に裁判員裁判が行われる場合は、その7週間前の3月ぐらいに届くこととなる。

11月の段階でお送りするのは、来年1年間、このような選任手続期日の連絡が届くことがあるという御連絡と1年を通じて裁判員になることについて支障があるかを伺う質問票などである。

委員： 私は農業を営んでいるが、例えば、11月に通知が来て、その時点で、この月は忙しくて裁判員になることができないという理由で辞退することはできるのか。それとも、選任手続期日の通知が来てから辞退することになるのか。

説明者： 仕事については、前年の11月の段階では、例えば、この月とこの月が忙しいと書いていただき、その月に裁判を行う場合は、その内容を踏まえ、裁判所にお越しいただく案内をしないこともある。ただし、その月以外の月や1年中忙しいなどという回答の場合には、改めて忙しい理由を回答していただくようお願いしている。

委員： 11月の時点で名簿に載ったという案内が一度行われ、その後、特定の事件について、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」という書面が届き候補者に選任されたことがわかるようであるが、この書面には、この日に来てくださいと書かれているが、案内文書としては、あなたは候補者に選ばれました、つきましては、この日に裁判所にお集まりください、という方が自然ではないかと私は感じた。

しばらくめくって「質問票」には、あなたは候補者に選ばれましたという記載があるが、選ばれたこと及び質問の回答によっては裁判所に来なくても良いということを先に伝えても良いのではないか。最初に、この日に来てくださいという案内をするというのは少し高圧的であると感じた。

説明者： 御指摘いただいたように、順番としては、選ばれたことを先にお伝えした方が分かりやすいように思う。「裁判員等選任手続期日のお知らせ」は、法律上「呼出状」という書面であることから、以前は「呼出状」という文言を使用していたが、法律上の文言とはいえ、そのような文言を

使用することを控え、注意事項で法律上の「呼出状」に該当する書面であることをお伝えしている。御指摘の点については貴重な御意見であり、今後検討したい。

委員： 裁判員になるまでは不安であるが、「質問票」と「質問票送付の御案内」に虚偽の記載をすることは法律上禁止されており、違反した場合は罰金になることがあるなどと記載され、いっそう不安を感じる。このようなことは、「質問票」にのみ書けば良いのではないか。このような部分からも少し高圧的な印象を受けた。

委員： 裁判員になることができない人について、国家公務員、司法関係者などとあり、現職の方については基本的になることができないかと思うが、退職後については、何日間は裁判員になることができないなどといった規定はあるのか。また、候補者が被告人と直接の面識がなかったとしても、地域性や仕事から誰であるのか特定できる場合、その人は裁判員を辞退することは認められるのか。

説明者： 裁判官、検察官、弁護士になったことがある場合は、裁判員になることができないという規定があるが、国家公務員などにはそのような規定はなく、裁判員になることができない人には当たらないといえる。

また、例えば、公職に就いている方などで、候補者は被告人を知らないが、被告人が候補者を知っている可能性がある場合については、選任手続期日において候補者に、事件の内容ということで被告人や被害者についての情報をお伝えし、面識の有無などを伺い、辞退を認めることもあるが、一般的に公職に就いているという理由で辞退を認めるかどうかについては、個別の事情を伺ってから対応している。

委員： 裁判所から送られている書類をみると、自分が違反を起こして呼び出されているような印象を受ける文面になっている。不安があれば質問票に書いてもらうなど、裁判所が様々な配慮をしていることはよく分かったが、文面からその配慮が見えてこない。もう少し配慮を記載すれば、

優しい印象を持つ文面になるのではないか。例えば、何か不安があったらここに書いてくださいなどといった説明書を1枚加えるだけでも違うのではないか。

委員長： 報道機関に所属されている委員は、これまでの取材などを通じて、候補者になられた方などから、選任手続に関し、送付された書類や裁判所の設備、あるいは、選任手続自体についての要望や感想などを耳にされたことはあるか。

委員： 記事を見ると、選任手続を支部で行うことはできないのかという意見があった。裁判員に選任された人数を見ても、帯広支部管轄の人が本庁管轄の人よりも多いが、そのあたりの配慮はできないのか。

説明者： 規則において取扱いできる支部が定められており、現状では行うことができない。

委員長： 説明にもあったように、当庁は管内面積の広さが全国一である。そのような状況の中で、遠隔地から釧路へ出向いてくる候補者の方もいる。候補者になられた方の負担や不安を取り除くための方策として、先ほど説明した裁判所の取組のほかに、工夫すべき点、検討が必要なことなどはあるか。

委員： 北海道特有の吹雪や大雨など天候が悪く、予定していた期日が中止になることはあるのか。

説明者： 天候が悪い場合、そのような状況で裁判所へお越しいただくことは難しいので、気象警報の状況などを見ながら、期日の変更をしたり、時間帯の調整をして対応している。

委員長： 仕事上の負担について、農業に従事されている方は、遠隔地の方もおり、季節によって負担や不安に違いがあるかもしれない。そのような方から、何かお話を伺ったことはあるか。

委員： 私の周囲で裁判員に選ばれた者がいると聞いたことはない。農業に従事している者で、候補者に選ばれたが、質問票の記載で辞退が認められ

たことはあるのか。

説明者： 具体的な統計がないため正確な数値はお答えできないが、辞退が認められたことはある。

委員： 先ほど天候の話が出たが、農業の場合、その日に特定の仕事をしなければならないということがあるので配慮していただきたい。

委員長： 漁業や水産関係の方も同じことがいえると思うが、何かお話を伺ったことはあるか。

委員： 漁業関係においても、具体的に候補者になった方がいるとは聞いていないが、候補者になると単に仕事上の理由だけでは辞退できないのではないかという不安を持っている方は多い。また、漁業では漁に出ると長期間不在にする方も多い。

今、裁判所からの説明を聞いて、仕事のことも含めていろいろと親身になって話を聞いてもらえるというのは、非常に安心した。仕事上の理由だけでは辞退することができないというのは理解できることである。いろいろとお話をさせていただいて、辞退を希望する理由を理解していただいているように思う。

いろいろな方が候補者として裁判所へ来るので、そのような方の心のケアなど様々なことをしていかなければならないなど、全般的には、裁判所も業務として大変なのではないかという印象を受けた。

委員長： 遠隔地に限らず、個人で事業をされている方、会社勤めをされている方についてもそれぞれの御事情があると思うが、負担感や不安感はどのようなものを持たれているか。また、どのような点が問題となりそうか。

委員： 民間会社だと、社員が候補者に選ばれた場合、上司に相談し、最終的には社長などの代表が決めることになると思う。そういう意味では、会社のトップが理解していないと難しい面があり、それについて説明があれば良いのではないかと思う。

委員長： 裁判員制度が施行される前に、裁判所から企業に出向いて説明を行い、

私自身も説明を行ったことがあるが、その際、できれば就業規則に盛り込んで欲しいとお願いしたことがある。裁判員裁判が始まってからはそのような主立った活動をしていないところもあるので、今後考えていきたい。

法曹関係者も来ていただいております、検察官、弁護士の立場から、出席されている委員の方へお聴きになりたいことや御意見などはあるか。

委員： 裁判員制度施行後の6年間で順調に定着してきているのではないかと思っている。

裁判員裁判の主宰者は裁判所であり、検察官は当事者ということになるが、選任手続では検察官は傍観者として関与しているので、裁判所がいろいろな配慮をしていることを知って大変だと感じた。

このような機会に、委員の皆様から裁判員裁判についての御意見を伺えればと思う。

委員： 今日のお話は大変参考になった。私は裁判員制度が導入される時、釧路弁護士会の会長として、法曹三者でこれから裁判員制度が始まると記者会見などをして、市民に根付く活動をしたことを思い出した。

裁判員裁判を実際に担当していても、裁判員の皆様が慣れない中で、相当長い日時を取って、裁判に参加するというのは大変なことだと実際に感じた。

そのような中で、手続が実際にどのように行われているのか、文書をこのように直せば良いのではないかなどの御質問や御意見を伺って、大変参考になった。

弁護士会も裁判員の負担がどうであったのか、元裁判員の皆様から御意見を聞く活動を各地で行っている。地裁委員の皆様は多くの経験をお持ちであり、様々な御意見を伺ったが、身近なところで相談などを受けて、このようなところが改善されれば裁判員裁判も参加しやすくなるのではないかなどといった御意見などがあれば聞かせていただきたいと思います。

う。

委員長： 本日は，皆様から貴重な御意見をいただいた。釧路地方裁判所としては，これらの御意見をもとに，裁判員裁判のより良い運営を目指していきたい。委員の皆様へ感謝申し上げます。

以 上